

令和7年3月31日

地域計画変更申出に係る留意事項について

安曇野市地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）は、農業経営基盤強化促進法第19条に基づき、地域の農業者等の話し合いによる将来の農地利用の姿を目標地図として明確化し、農地中間管理機構を通じた農地の集約化等を推進することを目的に定められたものです。

地域計画の変更については、基盤強化法基本要綱第11の4（「地域計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるときに限り」）に基づき、総合的に判断するものとし、申出の全てが除外され、計画変更されとは限りませんのでご注意ください。

1 留意すべき事項

（1）地域計画からの除外には「農振法」に基づく農振除外、農地法に基づく「農地転用」、土地利用条例、都市計画法に基づく「開発許可」等、他法令に基づく許認可等の見込みが必要です。開発関連部局と事前協議を行ってください。

- ・農振除外：農政課 農業政策担当
- ・農地転用：農業委員会事務局
- ・開発許可：建築住宅課 開発調整係

（2）農振除外申出が否決された場合、地域計画の除外申出の取下げがあったものとします。

2 地域計画区域内の農地の確認及び地域計画の変更に対する問合せ先

〒399-8281 長野県安曇野市豊科6000番地

安曇野市役所 農林部 農政課 農村振興担当 （TEL：0263-71-2429）